

## 定款変更事項

第 2 条 事務所の所在地については、最小行政区画までを規定すれば良く、事務局の引っ越しもありうるため現在の所在地である文京区までとした。

第 4 条 事業として、「(3) 移植にかかわる情報整備に関する事業」、「(4) 移植にかかわる認定制度に関する事業」を追加

第 6 条 入会要件として、「代議員の推薦」を追加

### 第 3 章 代議員＝法人法上の社員を新設（現行評議員に相当）

第 12 条 代議員の員数を「約 180 名以上 250 名以内」と明記  
(当面は、現行どおり細則第 5 条に定める選挙代議員約 180 名と非選挙代議員 20 名合わせて約 200 名の体制で運営予定も、今後の会員数増加等の可能性を考え、定款上は上限 250 名と規定)

第 13 条 1 項 非選挙代議員につき員数を「20 名以内」と明記  
(代議員については選挙による選出が原則のところ、例外的な措置として非選挙代議員の制度を設けるため、この定数は定款に明記する必要あり)

第 20 条 1 項 理事の任期は、法定任期である 2 年と明記  
(現行どおり理事の選出は 4 年ごとに行う。このため細則第 17 条 2 項を設け、選出 2 年後の社員総会で再任の承認を得たうえ、4 年を 1 期とするようにした)

### 第 5 章 現行評議員会の名称を社員総会とする。

第 24 条 社員総会の出席権を与えるため 3 項を追加  
(法人化に伴い、会員を対象とする現行総会は廃止となるため、その代替措置として、代議員でない会員にも社員総会の出席権を与えた。)

第 33 条 理事会における監事、会長及び副会長の出席権を明記

第 37 条 理事会の議長として理事長のほか「理事長が指名した理事」を追加

第 38 条 これまで、委任状による出席が認められており 3 分の 2 以上の出席が必要だったが、書面での出席が認められないため過半数の出席とした

第 50 条 (事業年度)：現在は 4 月～翌 3 月末だが、「8 月 1 日」から「7 月 31 日」に変更する。会計上は事業年度末から 2 か月以内に税務署に申告をしなければならない。  
会計年度変更により、2011 年度は、2011 年 4 月 1 日より 2012 年 7 月 31 日迄の事業年度となる。

#### 会計スケジュール

2011 年度総会にて定款変更承認

2011 年 4 月 1 日～ 一般社団法人設立日まで (任意団体の会計)

一般社団法人設立日～7 月 31 日迄 一般社団法人の会計書類が必要となる

学術集会については、これまで通り大会校に会計を一任 (大会校にて会計監査をする) 収支についてのみ本会計に計上する

第 54 条・第 58 条 非営利性を徹底された法人の要件であるため記載必要事項

第 61 条 理事の在任年数制限が任意団体のものを合算したものであることを明記するため 3 項を追加

第 62 条 最初の事業年度を法人成立日より「平成 24 年 7 月 31 日」と明記

## 細則変更事項

第 8 条 「通算」を「連続」に変更

第 24 条 定数を 2 名「以内」と変更

第 27 条 理事長の選出規定これまでの本則記載事項から細則に移行

第 37 条 細則の変更議決機関を社員総会と明記